

## 第1回与論町空家等対策協議会

### 会 次 第

令和3年11月15日（月）

14：30～16：30

与論町役場 1階 多目的ホール

#### 1. 開会

#### 2. 与論町あいさつ及び委嘱状交付

#### 3. 委員紹介

#### 4. 議事

- 本計画及び当協議会の位置づけ
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の概要

質 疑 応 答

- 本町の現状
- 本町における空家の状況
- 空家等に関する現状と課題の整理

意 見 交 換

#### 5. 閉会

与論町空家等対策協議会 名簿

区分	氏名	所属
会長	山元宗	与論町長
委員	村山大輔	弁護士(村山法律事務所)
委員	阿野和郎	建築士((株)阿野建設 代表取締役)
委員	谷山小夜子	宅建士(谷山不動産)
委員	野口靖夫	町議会代表(環境経済建設常任委員長)
委員	山下健勇	自治公民館連絡協議会長
委員	福永貴幸	鹿児島県土木部建築技監
委員	野下剛	沖永良部警察署与論幹部派出所長
委員	本哲文	沖永良部消防署与論分遣所長
委員	沖島範幸	与論町 総務企画課長
委員	田畠文成	与論町 町民福祉課長
委員	武東真奈美	与論町 税務課長
委員	町本和義	与論町 建設課長

与論町告示第 57 号

与論町空家等対策協議会設置要綱を次のように定めた。

令和 3 年 9 月 15 日

与論町長 山 元宗

## 与論町空家等対策協議会設置要綱

### (設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、与論町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。

(2) 特定空家等の認定及び措置に関すること。

(3) その他空家等対策の推進に関し、協議会において必要と認める事項

### (委員)

第 3 条 委員は、町長のほか、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 地域住民

(2) 町議会の議員

(3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者

(4) その町長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長が必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、建設課において処理する。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 21 日から施行する。